

# 奈良県がん予防対策推進委員会（第2回受診率向上部会）

日時：平成26年2月28日（金）

午後2時～4時

場所：奈良県医師会館 2階会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 議題

（1）市町村がん検診受診率（平成24年度確定値）について

（2）平成25年度のがん予防対策の取組結果について

（3）平成26年度がん予防対策事業について

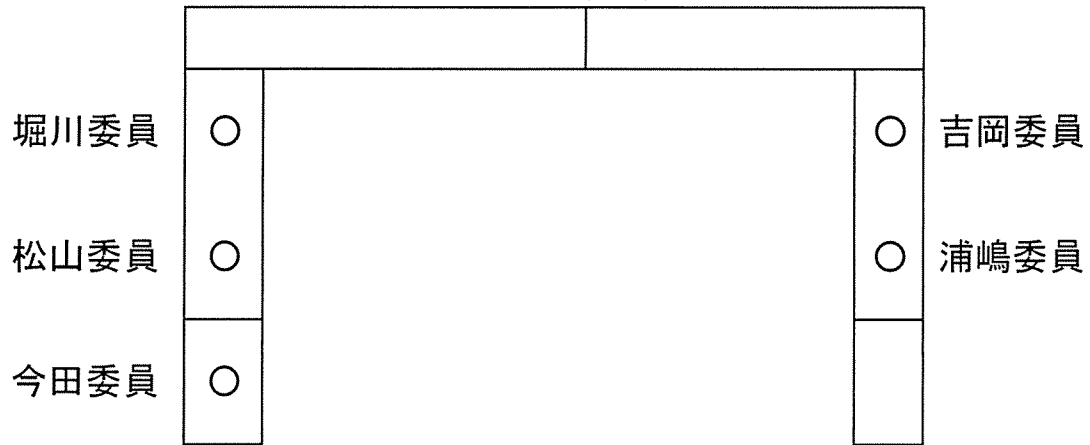
（4）その他

### 3 閉会

# 奈良県がん予防対策推進委員会(第2回受診率向上部会)

日時:平成26年2月28日(金)午後2時~4時  
場所:奈良県医師会館

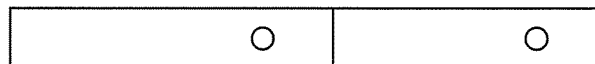
## 大石部会長



## 事務局

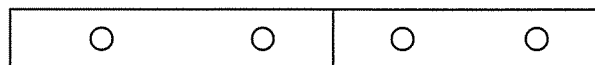


榎原審議官 谷垣課長 大原主幹 森本係長

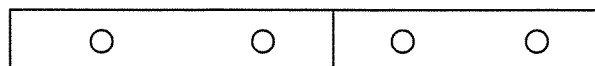


平

中川



(傍聴席)



(記者席)

奈良県がん予防対策推進委員会 委員名簿

	区 分	氏 名	役 職
精 度 管 理 部 会	学識経験者 (胃がん)	大石 元	奈良県健康づくりセンター所長
		伊藤 高広	奈良県立医科大学放射線医学教室助教
	学識経験者 (子宮がん)	小林 浩	奈良県立医科大学産婦人科学教室教授
	学識経験者 (肺がん)	木村 弘	奈良県立医科大学第二内科学教室教授
	学識経験者 (乳がん)	細井 孝純	済生会中和病院副院長
	学識経験者 (大腸がん)	中島 祥介	奈良県立医科大学消化器・総合外科学教室教授
		藤井 久男	奈良県立医科大学中央内視鏡・超音波部病院教授
	奈良県医師会	山科 幸夫	奈良県医師会理事
	集団検診機関	森田 隆一	奈良市総合医療検査センター局長
市町村看護職員 協議会	高野 由子	大和高田市健康増進課長	
受 診 率 向 上 部 会	学識経験者 (胃がん)	大石 元	奈良県健康づくりセンター所長
	奈良県医師会	堀川 巳清	奈良県医師会理事
	奈良県がん検診応援 団	松田 武彦	アフラック奈良支社長
	保険者	森高 香代	全国健康保険協会奈良支部
	都市衛生協議会	下谷 訓子	桜井市健康推進課長
	市町村看護職員 協議会	松山 神恵	葛城市健康増進課 課長補佐
	ボランティア	今田 順子	奈良県食生活改善推進員連絡協議会理事
	がん患者・家族	浦嶋 偉晃	奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会
吉岡 敏子		あけぼの奈良(乳がん患者会)代表	

○奈良県がん予防対策推進委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第四十一号

奈良県がん予防対策推進委員会規則をここに公布する。

奈良県がん予防対策推進委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県がん予防対策推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 がん予防に関すること。
- 二 がんの早期発見に関すること。
- 三 がん検診の実施及び精度管理の状況把握並びに評価に関すること。
- 四 市町村及びがん検診の実施機関への指導に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、がん予防対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 がん予防対策に関し十分な知識と経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第七条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから知事が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第八条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、平成二十六年八月九日までとする。

# 資料一式

- (資料1) 平成25年度奈良県がん予防対策推進委員会  
(第1回受診率向上部会) 意見概要
  
- (資料2) 平成23年度・24年度市町村がん検診受診率
  
- (資料3) 平成24年度各がん検診実施状況  
(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん)
  
- (資料4) 平成25年度がん予防対策取組結果について
  
- (資料5) 平成26年度がん予防対策予算案について
  
- (別紙1) がん予防推進員養成講座
  
- (別紙2) 企業におけるがん検診実態アンケート要約
  
- (別紙3) 平成25年度個別受診勧奨・再勧奨モデル事業取組報告  
生駒市・葛城市